

環境教育等促進法に基づく中間支援拠点による協働取組推進の支援 —多様な主体による交流の場とESD関係主体の関わり—

田中拓弥（(一社) コミュニケーションデザイン機構）

I 背景

平成24年10月に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、環境教育等促進法）」では、「持続可能な社会」を構築する上で「協働取組」を重視している。この協働取組を推進するため、全国・各地域から申請され、審査の上採択された事業がモデル的に実施された。近畿地方においては、同法に基づく中間支援拠点である近畿環境パートナーシップオフィス（以下、きんき環境館）を地方支援事務局として、平成25年度から平成29年度にかけての5年間に、6団体が8事業を実施し、さまざまな環境課題を目標とし、活動実践しながら多様な主体による協働体制構築を進めてきた。また、きんき環境館では、協働取組加速化事業以外にも、近畿地方におけるヒートアイランド現象への適応といった環境課題解決に向けた協働の推進を平成25年度以降実施してきた。

近畿地方における事業の支援では、協働取組による成果創出が地域社会における利益につながることを重視し、特に、自治体環境施策との関係性に配慮した。各事業における課題設定は「環境教育の推進」「環境負荷の軽減」「地域課題の解決」などとさまざまであるが、協働取組の活動対象地域を含む自治体の総合計画等から、地域のビジョン・計画を抽出し、連携・支援の在り方を検討するよう留意してきた。

II 実践にあたっての仮説

多様な主体間による交流の場（プラットフォーム）は、関係主体間の情報交換を円滑にすると同時に、各主体が取組を相互参照する機会として有用であることが経験的に得られていた。さらに、多様な主体が交流の場に参加することで価値意識の異なる取組について情報交換され、各々が自らの取組を俯瞰する視点で把握する能力が高められると考えられた。このように、プラットフォームには、参加者間の情報共有・交流を効率的に促す機能と同時に、多様な主体間交流の運営をおこなう人材を育成する機能があることを意識しながら、事業支援をおこなった。

III 成果とプロセス

協働取組を推進する事業等を通じて、多様な主体間の交流の場（プラットフォーム）が形成された。一部の事業において、キーパーソンがプラットフォームを運営する役割を担い、自律的に協働を推進する素地が作られた。発表では、事例とする事業における協働体制構築のプロセスとプラットフォーム運営の体制形成について事業を支援した立場から報告する。また、「持続可能な社会」に向けた教育セクターとの協働という視点から、教育関係者を含むESD関係主体との交流について紹介する。